

岐阜県措置入院者退院後支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項に基づく相談支援業務の一環として、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により入院（以下「措置入院」という。）した者（以下「措置入院者」という。）が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰等の促進等を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 岐阜県内の保健所とする。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 措置入院者の退院後支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成すること。
- (2) 支援計画の作成にあたり、退院後の医療等の支援の関係者（以下「支援関係者」という。）が参加する措置入院者退院後支援調整会議（以下「調整会議」という。）を開催すること。
- (3) 措置解除後（法第29条の2第2項の規定により入院措置をとらないことを決定した場合を含む。）に地域に退院した後、支援計画に基づいて支援を行うこと。

(支援計画の作成主体)

第4条 支援計画は、措置入院者の退院後の居住地を管轄する保健所（以下「帰住先保健所」という。）が作成する。

- 2 前項の帰住先保健所が措置を行っていない場合は、措置を行った保健所（以下「措置保健所」という。）は、措置入院者の同意を得て（様式第1-1号）、帰住先保健所と措置入院者の情報を共有し、両保健所が共同して作成主体となる。この場合、支援計画の内容を効果的で実効性のあるものとするため、帰住先保健所が中心となり、支援計画を作成する。
- 3 措置入院者の退院後の居住地が県外である場合は、措置保健所は、帰住先保健所と協議の上、退院後支援の方法を検討する。
- 4 県外で措置入院した者の退院後の居住地が県内である場合は、帰住先保健所は、措置保健所と協議の上、退院後支援の方法を検討する。
- 5 退院後の居住地が不明の者については、措置保健所が、支援計画の作成のために必要な準備を進める。

(支援対象者)

第5条 退院後支援は、原則として帰住先保健所が、退院後の医療等の支援を行う必要があると認められた措置入院者のうち、退院後支援を受けることに同意した者（以下「支援対象者」という。）について実施する。

(支援計画作成等に関する説明及び同意)

第6条 帰住先保健所は、支援対象者に対し支援計画作成すること、支援計画の作成に当たり調整会議を開催すること及び退院後は支援計画に基づき支援関係者が協力して退院後支援を実施することについて説明し(様式第1-2号)、同意を得る(様式第1-3号)。また、その旨を相談記録(平成12年3月31日付け障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく対象者ごとの記録をいう。以下同じ。)に記載する。

2 前項の説明は、帰住先保健所が措置保健所と異なる場合は、原則として措置保健所及び帰住先保健所が同席して行う。

3 第1項の同意が得られない場合は、支援計画の作成は行わない。ただし、措置入院者の希望に応じて、退院後の居住地の相談機関の紹介等に努める。

(支援計画作成の時期)

第7条 帰住先保健所は、原則として支援対象者の措置解除を行うまでの間に、「退院後支援に関する計画」(様式第2号)を作成する。ただし、入院の期間が短い等やむを得ない事情があり、措置入院中に作成することが困難な場合は、措置解除後速やかに作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、措置解除後に支援対象者が医療保護入院等で継続して入院する場合は、入院継続となる段階では、様式第2号中の入院継続時に必須とされている項目のみを記載した支援計画作成し、医療保護入院等から退院する段階で、退院後支援を希望する場合には、前条に規定する同意を再度得て、全ての項目を記載した支援計画に見直すものとする。

3 医療保護入院等から退院する段階で、支援対象者が退院後支援を希望しなかった場合には、第17条のとおりとする。

(措置入院先病院との連携)

第8条 帰住先保健所は、支援対象者が退院後に円滑に社会復帰等を行うために、支援対象者が措置入院している病院(以下「措置入院先病院」という。)の協力を得て退院後支援に取り組むものとする。

2 帰住先保健所は、措置入院先病院の管理者が、措置入院者及びその家族等の相談支援を行う精神保健福祉士等の資格を有する担当者(以下「退院後生活環境相談担当者」という。)を選任した場合には、これと連携するものとする。

3 帰住先保健所は、措置入院先病院から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」(平成30年3月27日付け障発0327第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づいて作成された退院後支援に関する計画に係る意見書(様式第3号)及び退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果(様式第4号)の提出を受け、これを勘案して、支援計画の作成に当たるものとする。

(調整会議の開催)

第9条 帰住先保健所は、支援計画(措置解除後入院を継続する場合の措置入院中に作成する計画を除く。)の作成や、退院後支援の調整に当たっては、原則として調整会議を開催する。

2 措置入院先病院が遠方であって、調整会議の参加者が移動できない等の理由がある場合は、帰住先保健所は、措置保健所及び退院後生活環境相談担当者と開催方法について協議の上、調整会議を開催する。

(調整会議の開催時期)

第10条 帰住先保健所は、支援対象者の病状が一定程度落ち着き、退院後支援のニーズをある程度評価できるようになった段階で、措置入院先病院から提出された計画に係る意見書(様式第3号)及び退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果(様式第4号)を踏まえて、調整会議の開催時期を検討する。

2 調整会議は、原則として措置解除前に開催することとし、必要に応じ地域に退院した後の支援期間中、支援期間の満了前及び帰住先保健所が必要と認めるときに開催する。

3 医療保護入院等から退院した後に退院後支援を行う場合は、第2項の「措置解除前」を「医療保護入院等から退院前」に読み替える。

(調整会議の内容)

第11条 調整会議の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 治療経過及び入院に至った経緯
- (2) 退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果や今後の治療計画
- (3) 支援計画の内容
- (4) 退院後支援の実施状況や課題の確認
- (5) 支援計画の見直し
- (6) 支援期間の設定

(調整会議の参加者)

第12条 調整会議は、原則として支援対象者、家族やその他の支援者(以下「家族等」という。)及び支援関係者により構成する。

2 支援対象者又は家族等が参加を希望しない場合、及び支援対象者が家族等の同席を望まない場合は、帰住先保健所は、事前又は事後に支援対象者及び家族等の意向を確認し、支援計画に反映させるための対応を行う。

3 参加者は次に掲げる支援関係者とし、必要に応じ帰住先保健所が決定する。

- (1) 措置保健所
- (2) 帰住先の市町村
- (3) 措置入院先病院
- (4) 通院先医療機関
- (5) 訪問看護ステーション
- (6) 地域援助事業者その他の障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者
- (7) NPOなどの支援機関、民生委員等
- (8) その他、帰住先保健所が必要と認める者

4 前項の参加者については、支援対象者の実情に応じて構成できるものとするが、警察が防犯の観点から参加することは認めず、繰り返し応急の救護を要する状態が認められている者等について、警察が支援関係者として参加することは可能とする。この場合、帰住先保健所は支援対象者、家族等及び支援関係者から意見を聞き、警察の参加について合意を得ることとし、意見の確認は書面により行うものとする。

5 帰住先保健所は、調整会議の出席者に対し、正当な理由なく当該会議に携わることにより知り得た情報を漏らさないこと等をあらかじめ説明し、「個人情報の取扱いに関する誓約書」（様式第5号）の提出を求める。

（調整会議の開催場所）

第13条 調整会議の開催場所は、支援対象者が入院中は原則として措置入院先病院とし、また、退院後に開催する場合は、支援対象者の参加しやすさを勘案するなど実情に応じて帰住先保健所が決定する。

（支援計画に基づく支援期間）

第14条 支援計画に基づく支援期間は、地域への退院後6か月以内を基本とし、不要に長い期間とならないよう留意する。

2 支援期間について、支援対象者の病状や生活環境の変化等により、延長の必要性がある場合は、支援期間の満了前に調整会議を開催し、支援対象者の同意を得た上で、原則1回に限り6か月以内の期間で延長することができるものとする。

3 前項の場合の支援対象者の同意は、相談記録に記載するほか、修正等した支援計画に、支援対象者の署名等により確認するものとする。

4 支援期間を延長したときは、第19条第3項により、支援計画の変更を通知する。

（支援計画の留意事項）

第15条 帰住先保健所は、支援計画の作成に当たっては、支援対象者が障害福祉サービスを利用している場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき作成されるサービス等利用計画等及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス計画等の各計画の内容と、整合性が図られるよう配慮するものとする。

（支援計画の交付）

第16条 帰住先保健所は、支援計画を決定したときは、支援対象者に「退院後支援に関する計画決定通知書」（様式第6-1号）により、速やかに支援計画を交付し、原則として支援対象者の署名等を求め（様式第2号）、記録とする。

2 交付に当たっては、支援対象者及び家族等に対して、支援計画の内容について説明するものとする。その際は、支援計画の見直しや同意の撤回を申し出ることが可能であること、支援期間の延長もあり得ること等を併せて説明する。なお、説明は対面を原則とするが、対面による説明が困難な場合は、郵送により交付し、電話等にて説明することも可能とする。

3 帰住先保健所は、支援計画についての協議を行った支援関係者に対して、作成した支援計画の内容を「退院後支援に関する計画決定通知書（支援関係者用）」（様式第6－2号）により通知する。

（同意の撤回）

第17条 帰住先保健所は、支援対象者が退院後支援への同意を撤回する意向を示した場合は、支援対象者の意向等を聴取し、その真意を十分確認するとともに、計画の見直し等を検討するものとする。

2 前項により十分な対応を行ったにも関わらず、退院後支援の実施について支援対象者から同意を得られない場合には、退院後支援に基づく支援を終了する。

3 前項の場合は、相談記録に、支援対象者が退院後支援への同意を撤回するに至った経緯や理由等と併せて、同意が撤回された旨を記載するものとする。

4 支援計画による支援が中止された場合、帰住先保健所においては、法第47条に基づく相談支援の範囲で、必要な支援を行うものとする。

（支援計画に基づく退院後支援の実施）

第18条 退院後支援は、支援計画に基づき帰住先保健所が、支援関係者との連携、調整を図りながら実施する。

2 支援対象者が、支援期間中に医療等の支援を中断した場合、及び精神症状の悪化が見られた場合には、支援関係者は支援計画の中の「病状が悪化した場合の対処方針」等を勘案して支援の継続に努めるものとする。

3 前項の措置を採ったにも関わらず、支援の継続が困難な場合、当該支援関係者は帰住先保健所に状況を伝え、帰住先保健所は、他の支援関係者に支援や協力を求めるなどして支援が継続されるよう努めるものとする。

（支援計画の見直し）

第19条 帰住先保健所は、支援対象者又は家族等が支援計画の見直しを希望した場合若しくは支援内容を見直す必要があると認められた場合には、速やかに見直しを行うものとする。

2 帰住先保健所は、前項の見直しに当たって、支援関係者との協議が必要な場合には、調整会議を開催する。また、調整会議を開催しない場合には、帰住先保健所は、支援対象者、家族等及び支援関係者と個別の調整を行うものとする。

3 帰住先保健所は、支援計画を変更した場合には、支援対象者及び支援関係者に対して変更後の支援計画の内容を「退院後支援に関する計画変更通知書」（様式第6－3号）及び「退院後支援に関する計画変更通知書（支援関係者用）」（様式第6－4号）により通知する。

4 第1項の場合の支援対象者の同意は、相談記録に記載するほか、見直した支援計画に、支援対象者の署名等により確認するものとする。

（居住地の移転）

第20条 帰住先保健所は、支援対象者が支援期間中に居住地を移転したことを把握した場合は、

支援対象者の同意を得た上で、移転先保健所に支援計画の内容等を通知する（様式第7号）。

この時、居住地を移転したこととは、住所地の移転の有無に関わらず、本人の生活の本拠が置かれている場所を移転した場合を含むものとする。

- 2 前項の同意は、帰住先保健所が相談記録に記載するほか、移転先保健所に通知する支援計画に、支援対象者の署名等をもらうことで確認するものとする。
- 3 県外の自治体の長による措置入院者で、県内に転入する者について、移転元保健所から退院後支援の依頼があった場合は、移転先保健所（帰住先保健所）がこれを引き継ぎ、移転元保健所に情報や助言等を求め、支援計画を作成する。
- 4 前項で作成する支援計画の期間は、原則として、移転元保健所が作成した支援計画の支援期間の残存期間とする。

（支援の終了）

第21条 帰住先保健所は、支援対象者、家族等及び支援関係者の意見やその後の対応等を確認した上で、退院後支援の終了を決定する。

- 2 帰住先保健所は、前項の終了に当たって、支援関係者との協議が必要な場合には、調整会議を開催する。
- 3 第1項の決定を行った場合、帰住先保健所は、支援対象者、家族等及び支援関係者に連絡を行うものとする。ただし、前項の規定により確認を行った際に、これらの者の合意が得られている場合は、連絡を省略できるものとする。

（記録の保管）

第22条 帰住先保健所は、支援計画等の関係資料及び調整会議の記録等を保存し、保存期間は、支援計画に基づく支援の終了後5年とする。

- 2 支援関係者も同様に保存し、適切に管理するとともに、退院後支援以外の目的で使用しない。

（その他）

第23条 精神保健福祉センターは、保健所等に対し、退院後支援に関する積極的な技術的指導・援助を行う。

第24条 退院後支援に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、支援対象者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

第25条 調整会議等の記録について、支援対象者から個人情報開示請求があった場合は、岐阜県個人情報保護条例等の規定に基づき対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。